

## 栃木県公安委員会告示第36号

警備業法(昭和47年法律第117号)第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第13条において準用する同規則第2条の規定により公示する。

令和7年7月25日

栃木県公安委員会委員長 蓬田 勝美

### 1 講習に係る実施期日、実施場所

#### (1) 実施期日

令和7年8月26日(火)から8月29日(金)まで(4日間)

#### (2) 実施場所

栃木県宇都宮市清原工業団地32番 栃木県グリーンスタジアム会議室

### 2 講習定員

30名

### 3 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書(以下「受講申込書」という。) 1通

但し、受講申込書に所要事項を記載のうえ、写真(申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真)1枚を貼付すること。

### 4 受講申込手続

#### (1) 受講申込期間

令和7年8月6日(水)及び8月7日(木)の午前9時00分から午後4時00分までの間  
(但し、午後0時00分から午後1時00分までの間は除く)

#### (2) 受講申込書の提出先

栃木県内の各警察署生活安全(刑事)課

#### (3) 受講申込み方法

郵送や電話、代理人等による申込みは不可とし、受講希望者本人が受講申込書を各警察署生活安全(刑事)課窓口を持参して提出すること。

なお、講習定員に達した時点で、受付を締め切る。

#### (4) 手数料

39,000円

受講希望者は、上記に相当する額の栃木県収入証紙を講習初日に持参し納入すること。

なお、既納の手数料はいかなる理由があろうとも返還しない。

### 5 講習業務の委託

本講習は、一般社団法人栃木県警備業協会に委託して実施する。

## 6 その他

- (1) 受講希望者は、講習初日の令和7年8月26日(火)午前9時00分までに実施場所に集合すること。
- (2) 受講に際しては、筆記具(鉛筆、シャープペン、消しゴム等)、昼食等を持参すること。  
なお、本講習に使用する教本は、講習時に配付する。
- (3) 本講習終了後に、修了考査を実施し、当該講習の課程を修了したと認められる者に対し、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

## 7 問い合わせ先

講習に関する問い合わせは、平日の午前9時00分から午後4時00分までの間(但し、午後0時00分から午後1時00分までの間は除く)に、栃木県警察本部生活安全部生活環境課(電話028-621-0110)又は、各警察署生活安全(刑事)課に対して行うこと。